

別表第1に基づく科目等履修生の適用カリキュラムの考え方

科目等履修生は入学という取り扱いにはならないため、便宜上、正規学生のどこかの入学年度のカリキュラムを適用し、履修することになります。

▼参考) [文部科学省への質問と回答\(教職実践演習・制度全般\)平成22年6月16日現在](#) No.15

Q 科目等履修生については、科目等履修開始日(入学年月日)にかかわらず(平成22年3月以前の入学であろうが)、平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。

たとえば、平成22年4月に科目等履修を開始(入学)し、総合演習は、平成25年3月に修得。引き続き平成26年4月以降も他科目を科目履修し、免許状の取得を目指すといった場合も、附則3条の適用により、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。

A 貴見のとおりです。なお、科目等履修生については、法令上「入学」ではありません。

2019(令和元)年度以降入学生の場合、入学年度のカリキュラムを適用し、不足単位を修得すればよいのですが、2019(令和元)年度入学生が2027(令和9)年度になって不足単位を修得する場合(2027年度も現行法が適用される前提)、卒業後のカリキュラム改革の関係で休講・廃止科目が行われていることがあるため、適用カリキュラムにあたっては慎重に対応する必要があります。しかし、一般的包括的内容を含む科目がそのまま開講されていれば入学年度のカリキュラムを適用してもかまいません。

例えば2022(令和4)年度以前と2023(令和5)年度以降でカリキュラムが変わる場合、2022(令和4)年度以前入学生がこれから科目等履修を開始する場合は、今後、休講・廃止科目が発生することから2023(令和5)年度以降のカリキュラムを適用すべきではないかと考えます。

これまでの修得状況を勘案し、例えば「英語」の場合、「英語」の科目区分4科目区分のうち、例えば「英語学」は2022(令和4)年度以前カリキュラムで「英語文学」は2023(令和5)年度以降カリキュラムの科目を履修させるということは法令上問題ありませんが、履修指導が複雑になるので避けた方が望ましいでしょう。

★具体例) 国語の事例

中一国語(2019~2022年度入学生)

科目区分	履修要件	科目名	単位数
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	必修	日本語学概論	4
	選択	日本語史	4
国文学(国文学史を含む。)	必修	日本文学概論	4
		日本文学史	4

中一国語（2023年度以降入学生）

科目区分	履修要件	科目名	単位数
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	必修	日本語学概論	4
国文学（国文学史を含む。）	必修	日本文学概論	4
		日本文学史（古典）	4
		日本文学史（近代）	4

（ここでいう必修という意味は、2科目又は3科目修得してはじめて当該科目区分の一般的包括的内容を満たすという意味で使っています。）

2019～2022年度と2023（令和5）年度以降のカリキュラムにおいて決定的に異なるのが科目区分「国文学（国文学史を含む。）」の一般的包括的内容を含む科目の設定です。

2019～2022年度カリキュラムで2科目修得していれば、この科目区分において一般的包括的内容を含んで修得していることになるので、改めて2023（令和5）年度以降カリキュラムの必修科目を取り直す必要はありません。

もし、2科目必修とされているこの科目区分において「日本文学概論」を修得済で「日本文学史」が未修得の場合は「日本文学史」が廃止され、開講されていなければ、2023（令和5）年度以降のカリキュラムで「日本文学史（古典）」「日本文学史（近代）」を修得しなければなりません。

逆に「日本文学概論」が未修得の場合、「日本文学概論」を修得することでこの科目区分の必修要件を充たします。

★具体例) [2024年度入学生用龍谷大学文学部・大学院文学研究科・大学院実践真宗学研究科の履修要項](#)（5頁）

本学文学部出身の大学院生、本学文学部出身の科目等履修生が一種免許状を取得する場合は、原則として学部の入学生年度のカリキュラムで履修することとなります。ただし、本学文学部に2018年度以前に入学し、卒業した学生については、教育職員免許法の改正により、2024年度入学生に適用されるカリキュラムでの履修（新法適用）となります。なお、在学中に教職課程に関わる科目を修得している場合には、在学中に修得した科目を新たなカリキュラムに読み替え可能な場合もありますので、必ず大宮学舎の文学部教務課で履修指導を受けてください。